

美里町ふるさと応援寄附金事業支援業務
仕様書



宮城県遠田郡美里町

目次

1	目的	2
2	業務名称	2
3	業務委託期間	2
	（1）業務委託期間	2
	（2）準備期間	2
4	業務内容	2
	（1）本業務に係る打合せ協議	2
	（2）ふるさと納税ポータルサイトとのデータ連携に関する業務	2
	（3）寄附受付、寄附情報等の管理運用に関する業務	3
	（4）返礼品提供事業者への返礼品の発注、配送管理及び精算等に関する業務	3
	（5）返礼品の品質保持等の管理に関する業務	4
	（6）返礼品の企画、開拓、選定、交渉等に関する業務	4
	（7）返礼品のプロモーション及びポータルサイトの管理に関する業務	4
	（8）寄附者及び返礼品提供事業者等からの問い合わせに関する業務	5
	（9）寄附金受領証明書とワンストップ特例申請に関する業務	5
	（10）その他の提案業務	5
5	返礼品の契約不適合責任	5
6	委託料及び返礼品代金等の支払い方法等	6
7	業務継続が困難となった場合の措置について	6
8	再委託の禁止	7
9	個人情報の保護、情報セキュリティ	7
10	著作権等	7
11	業務の引継ぎ	8
12	損害賠償	8
13	契約の解除	8
14	その他	9
	個人情報の取扱いに関する特記事項（特定個人情報を含む。）	10

本仕様書は、美里町（以下「本町」という。）が、美里町ふるさと応援寄附金事業支援業務（以下「本業務」という。）を受託者に委託するに当たり、必要な基本的事項について定めるもの。

1 目的

ふるさと応援寄附に係る寄附の受付、寄附者情報の管理、返礼品の発注・発送管理、新商品開発等に関する業務の効率化を図るとともに、本町の魅力や認知度の向上、地域商品の販路拡大による地域産業の活性化を図る。

2 業務名称

美里町ふるさと応援寄附金事業支援業務

3 業務委託期間

（１）業務委託期間

契約締結日から令和９年３月３１日（水）まで

※ただし、本業務における寄附受付の対象期間は、令和８年４月１日から令和９年３月３１日までとする。

（２）準備期間

契約締結日から令和８年３月３１日（火）までは、業務開始に向けた準備期間とし、準備期間に発生した費用については、本町は負担しないものとする。

4 業務内容

本業務の内容は、以下のとおりとする。

（１）本業務に係る打合せ協議

ふるさと応援寄附金事業の円滑な実施のため、年２回以上実施すること。

（２）ふるさと納税ポータルサイトとのデータ連携に関する業務

本町が指定する以下のアからコまでのふるさと納税ポータルサイト（以下「ポータルサイト」という。）とのデータ連携（ＡＰＩ自動連携等）が可能であること。

なお、契約締結後、ポータルサイトの新規追加・変更する場合がある。新たに追加する場合にいても同様に業務の対象とする。

【指定するポータルサイト】

ア 楽天ふるさと納税

イ ふるさとチョイス（パートナーサイトを含む。）

- ウ ふるなび
- エ JALふるさと納税
- オ ANAふるさと納税
- カ auPAYふるさと納税
- キ セゾンのふるさと納税
- ク JRE MALLふるさと納税
- ケ さとふる（パートナーサイトを含む。）
- コ Amazon ふるさと納税

（３）寄附受付、寄附情報等の管理運用に関する業務

- ア 本町が指定するポータルサイトを經由した寄附申請及び電話・郵送・FAX・電子メール等による寄附申請に関し、株式会社シフトセブンコンサルティング提供の管理システム「ふるさと納税DO」（以下「管理システム」という。）を使用して一元的に管理すること。
- イ 受託者の変更に伴うデータの引継作業についても委託業務に含める。また、業務開始時及び本町の担当職員が替わった際には運用のサポートを行うこととし、それらに係る経費は全て委託料に含むものとする。
- ウ 業務委託期間中に申込を受付けした寄附の返礼品発送及び寄附者への対応について、業務委託期間満了後においても行うものとする。
- エ 管理システムの新たな利用環境構築費用、利用料等は、本契約額に含むものとする。

（４）返礼品提供事業者への返礼品の発注、配送管理及び精算等に関する業務

- ア 返礼品の発注・配送管理について一元的に管理すること。
- イ 寄附者から申込のあった返礼品について、やむを得ない事情により代替品による対応となった場合には速やかに本町に報告するとともに返礼品提供事業者及び寄附者との調整を図ること。
- ウ 返礼品提供事業者への返礼品代金及び配送業者への送料代金等、返礼品の調達に係る費用の支払を代行すること。
- エ 返礼品の調達費用及び配送費用等を月次集計の上、精算報告すること。
- オ 精算の作業に係る費用については、委託料に含むこと。
- カ 旧受託者からの引継ぎ時においては、必要に応じて返礼品提供事業者に対して説明会を開催し、遅滞なく新たな管理システム・仕組みに移行させること。

(5) 返礼品の品質保持等の管理に関する業務

ア 返礼品は、総務省が示す地場産品基準等（平成31年総務省告示第179号。以下「地場産品基準等」という。）の要件を逸脱することのないよう管理すること。なお、地場産品基準等が変更された場合は、当該基準を逸脱することのないよう管理すること。

イ 上記アの要件に適合しなくなったと認める場合又はそのことが疑われる場合は、速やかに本町へ報告するとともに、取扱いの停止に向けた調整を行うこと。なお、本町との協議の結果、当該要件に適合しなくなったと認める場合は、取扱終了に伴う必要な作業を行うこと。また、国が定めるふるさと納税制度の内容の変更や地場産品基準等の変更等により本町が返礼品としてふさわしくないと判断した場合も同様とする。

ウ 返礼品提供事業者等に対し、地場産品基準等に関する研修会等を開催すること。

(6) 返礼品の企画、開拓、選定、交渉等に関する業務

ア 返礼品の企画、開拓、選定等に当たっては、返礼品提供事業者へ公平に情報提供を行う機会を確保して調整・交渉の上、商品の選定、価格設定、品質管理、個人情報保護等を行うこと。

イ 返礼品の提供に係る契約に向けた調整や、返礼品の追加について事業者から申し出があったときは、受託者において対応すること。

ウ 返礼品提供事業者及び返礼品の新規登録は、事前に本町の承認を受けること。

エ 地場産品基準等を理解した上で、返礼品提供事業者と製造工程などの確認を行い、総務省の照会に関する記載内容について支援すること。

オ 返礼品提供事業者に対し、電子商取引対策の知識及び技術等を伝え、事業者自らによるインターネット上でのPRや商品開発などを促すことで、事業者の発展を促進すること。

カ 返礼品提供事業者を直接訪問し、コミュニケーションを図るとともに、良好な関係を構築すること。

(7) 返礼品のプロモーション及びポータルサイトの管理に関する業務

ア 地場産品基準等を踏まえた上で、経済性に優れた広告媒体等を活用すること。なお、広告運用を実施する場合、費用については本町と協議を行うこと。

イ 返礼品の魅力が伝わる写真を用い、掲載情報を充実させること。なお、写真撮影・画像制作に係る手数料については委託料に含むものとする。

ウ 掲載するために返礼品事業者から提供を受けた写真データは速やかに本町に共有すること。

エ レビューへの返信は、本町と協議し対応すること。

(8) 寄附者及び返礼品提供事業者等からの問い合わせに関する業務

ア 寄附者及び返礼品提供事業者からの各種問い合わせに対応すること。

イ 各種問合せへの対応、苦情・事故への対応等については、迅速かつ誠実に対応するとともに、内容及び対応状況について、直ちに本町へ報告すること。

ウ 受託者の判断によって対応が難しい案件の場合は、速やかに本町へ報告し、協議の上で対応すること。

(9) 寄附金受領証明書とワンストップ特例申請に関する業務

ア 寄附受付に関する書類の発送

(ア) 入金(決済)を確認できたものについて、寄附金受領証明書等を作成し、寄附者に対して発送すること。

(イ) 寄附者に送付する書類は、本町と協議を行った上で決定すること。

(ウ) ワンストップ特例申請書には寄附者情報及び寄附情報等を印字の上、送付すること。

(エ) 発送後、住所不明等で返送された場合は、電話等による住所確認作業を行い速やかに再発送すること。

イ オンラインワンストップ特例申請の処理

(ア) オンラインワンストップ特例申請受付システムの運用を支援すること。

(イ) ポータルサイトや寄附者へ発送する書類等を活用して、オンラインワンストップ特例申請の利用を促すこと。

(10) その他の提案業務

本業務の目的達成に当たり、必要と思われる業務や効果的・効率的な独自の手法等があれば提案を行うこと。なお、仕様書及び提案書に定めていない事項については、本町と協議して定めること。

5 返礼品の契約不適合責任

返礼品の不備等、寄附者に対する契約不適合責任は返礼品提供事業者が負うものとし、受託者は、適正に寄附者と返礼品提供事業者の調整を行うこと。

6 委託料及び返礼品代金等の支払い方法等

- (1) 委託料、返礼品代金及び発送料の支払いは、月払いとし、寄付金額及び返礼品の支払いに要した経費等の実績に基づき支払う。
- (2) 受託者を本町に報告し、確認を受けた上で請求するものとし、本町は適正な請求を受理した日から30日以内に支払う。
- (3) 受託者は、履行日経過後、遅滞なく業務報告書を作成し、本町に報告すること。
- (4) 本町は業務報告書を受理した日から10日以内に検査を行い、合格したものを検収する。
- (5) 受託者は、前号の検査に合格しないときは、直ちに補正又は再調査を行い、再度検査を受けるものとする。この場合、再検査の期日については前号の規定を準用する。
- (6) 受託者は、(4)の検査に合格したときは、本町の定める手続に従い支払いを請求する。
- (7) 本町が委託料、返礼品代金及び発送料の支払いを怠ったときは、支払期日の翌日から完済に至るまで、履行期日における政府契約の支払い遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき、財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率（履行期日時点における率とする。）で計算した遅延利息を受託者に支払う。
- (8) 前号の規定により計算した遅延利息の額が百円未満である場合は、遅延利息を支払うことを要せず、その額に百円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。
- (9) 法令の改正により、消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）の税率に変更があった場合には、変更後の税率に従って消費税等の額を算定するものとする。

7 業務継続が困難となった場合の措置について

業務委託期間中、受託者による業務継続が困難になった場合の措置は次のとおりとする。

- (1) 受託者の責めに帰すべき事由により業務継続が困難となった場合
受託者の責めに帰すべき事由により業務継続が困難となった場合には、本町は契約を解除することができる。この場合、本町に生じた損害は受託者が賠償するものとする。なお、本町又は次期受託者が円滑かつ支障なく事業の業務を遂行するために十分な引継ぎを行うものとする。
- (2) その他の事由により、業務継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等、本町及び受託者の責めに帰すことができない事由により業務継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとし、一定期間内に協議が整わない場合は、それぞれ書面で通知することにより契約を解除できるものとする。なお、委託期間の終了若しくは契約の解除等により次期受託者に業務を引継ぐ際は、円滑な引継ぎを行うとともに必要なデータ等を遅滞なく提供することとする。

8 再委託の禁止

- (1) 受託者は、業務の全部を一括再委託してはならない。
- (2) 業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ本町の承諾を得なければならない。
- (3) 本町は、受託者に対して、業務の一部を委託し、又は請け負わせた者の商号又は名称 その他必要な情報の提供を請求することができる。

9 個人情報の保護、情報セキュリティ

- (1) 業務に当たって個人情報（特定個人情報を含む。）を取り扱うときは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）を遵守しなければならない。
- (2) 受託者は、個人情報の保護に細心の注意を払うこととし、情報の漏えい等が発生したときは、直ちに更なる漏えい等を防止する措置を講ずるとともに、早急に本町に状況を報告し、指示を受けること。
- (3) 個人情報又は個人番号の取り扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項（特定個人情報を含む。）」を遵守すること。
- (4) 本業務で取扱う情報は、美里町情報セキュリティポリシー（令和5年10月）に基づきセキュリティ管理を徹底しなければならない。
- (5) 受託者は、業務委託期間中及び業務委託期間後においても本業務上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

10 著作権等

- (1) 受託者は、本町に対し、本業務の成果に関する全ての著作権を譲渡するものとする。ただし、本業務内容により別途協議が必要な場合は、この限りではない。

- (2) 受託者は、本業務の成果に関する著作権人格権を行使しないものとする。ただし、別途協議が必要な場合は、この限りではない。
- (3) 受託者は、成果が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

1 1 業務の引継ぎ

- (1) 本業務を他の者に引き継ぐ必要がある場合は、業務委託期間中に引継ぎ期間を設け、本町の指示に従い円滑に業務の引継ぎを行うこととし、本契約終了時に受託者が処理途中であるものが発生した場合は、その状態を明確にし、次期受託者が速やかに業務を遂行できるようにすること。なお、引継ぎに要する経費は委託料に含めるものとする。
- (2) ポータルサイトに記載されている返礼品情報（返礼品コードや画像、詳細等）等、公開又は運用している事項及び管理データについては、次期受託者に引き継ぐこと。
- (3) 本町が引継ぎ未完了と認めた場合は、本契約終了後であっても無償で引継ぎを行い、問い合わせにも応じること。

1 2 損害賠償

- (1) 受託者の故意又は過失により本町に損害を与えた場合、受託者は本町にその損害賠償を負うこと。
- (2) 本町の責めによらない理由により受託者が契約を解除した場合又は事業期間の継続を行わず事業が終了した場合は、本町に賠償責任はないものとする。

1 3 契約の解除

- (1) 本町は、受託者が次の各号のいずれかに該当した場合は、催告その他の手続きを要しないで、直ちに契約の全部又は一部を解除することができるものとする。この場合においては委託料の全部又は一部を支払わないことができるものとする。
 - ア 行政機関から営業の取消、停止等の処分を受けたとき。
 - イ 支払停止若しくは支払不能の状態に陥ったとき。
 - ウ 破産、会社更生、特別清算、民事再生法手続開始決定の申立があったとき。
 - エ 第三者から差押、仮差押、仮処分、強制執行の申立又は公租公課の滞納処分を受けたとき。
 - オ 解散、合併、会社分割、営業の全部又は重要な一部の譲渡を決議したとき。
 - カ 信用資力の著しい低下があったとき又はこれに影響の及ぼす営業上の重要な変更があったとき。

- (2) 本町又は受託者は、相手方が本契約に違反し、相当の期間を定めて是正を催告しても是正しないときは契約の全部又は一部を解除することができる。
- (3) 本町又は受託者は書面により 6 か月までに相手方に通知することにより本契約を解約できるものとする。

1 4 その他

- (1) 業務内容については、本業務仕様書に基づく内容を基本とし、受託者選定時に提案した内容を遵守の上、実施すること。
- (2) 業務に支障が生じたとき、又は支障の発生が予想されるときは、その要因を分析するとともに、本町と協議を行った上で積極的に改善に取り組むこと。
- (3) 受託者は善管注意義務を負うものとする。目的の遂行上、当然に必要と認められるものは、業務の範囲とし、業務の遂行にあつては最高の能力を発揮するよう努めるとともに、必要と考えられる場合においては、本仕様書に定められない内容であっても積極的に提案すること。
- (4) 受託者は、本業務の実施に当たり、あらゆるリスクを予め想定し、リスクを回避する措置及びリスク発生時に最善の措置を講じること。
- (5) その他本仕様書に定める事項について、疑義が生じた場合については、本町と受託者が協議を行った上で決定する。
- (6) 関係法令を遵守し、法令の趣旨に沿って業務を実施すること。

別記

個人情報の取扱いに関する特記事項（特定個人情報を含む。）

（個人情報を取り扱う際の基本的事項）

第1条 受託者（以下「乙」という。）は、個人情報及び特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、業務に関して個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（適正な取得等）

第2条 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取得するときは、この契約による業務の目的を正確に把握し、当該目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により取得しなければならない。

（適正な管理）

第3条 乙は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん、き損及びその他の事故を未然に防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、個人情報の取扱いに関する責任体制を整備し、管理責任者を定めなければならない。

3 乙は、個人情報の保管に当たっては、この契約による業務により取得した個人情報とそれ以外の個人情報を明確に区分し、管理しなければならない。

4 乙は、委託者（以下「甲」という。）の指示または承諾があるときを除き、個人情報を乙の事業所内から持ち出してはならない。

（管理責任者等の教育及び研修）

第4条 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、管理責任者及び従事者に対し、法第5章（行政機関等の義務等）及び番号法第48条から第51条（罰則）の内容並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項その他この契約による業務の適切な履行に関し必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

（個人情報に関する秘密の保持）

第5条 乙は、個人情報の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、この契約による業務の処理の従事者が個人情報を管理責任者の承諾を得ることなく事務所以外の場所に持ち出し、又は不適切な取扱いにより第三者に漏らすことのないよう努めなければならない。

いように、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(目的外利用等の禁止)

第6条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務の目的以外の目的に個人情報を利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複製等の禁止)

第7条 乙は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、業務を実施するために甲から提供された個人情報を複製し、又は複写してはならない。

(資料等の返還、引き渡し若しくは消去)

第8条 乙は、この契約による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに甲に返還し、又は引き渡し、若しくは消去しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去しなければならない。

3 乙は、前項の規定により個人情報を消去した場合は、当該個人情報を消去した旨の報告書を甲に提出しなければならない。

(外部サービスの利用)

第9条 乙は、外部サービス（クラウドサービス、ウェブ会議サービス、ソーシャルネットワークワーキングサービス、ホスティングサービス等をいい、法令により設置されたもの又は行政機関等により設置される公共的な基盤等を除く。以下同じ。）であって、当該外部サービス提供者が提示する約款等に乙が同意することで利用可能となり、契約等により乙から個別の措置を求めることができないもの（以下「約款等による外部サービス」という。）を利用しようとするときは、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書面を甲に提出しなければならない。

(1) 外部サービスの名称

(2) 外部サービスの提供者

(3) 外部サービスを用いて行う業務の内容

(4) 外部サービスで保管又は取り扱う個人情報

(5) 外部サービスの利用の期間

(6) 外部サービスの利用が必要な理由

(7) 外部サービスにおける安全管理措置の内容

2 乙は、当該約款等による外部サービスの利用に関し、甲から指示のある場合、甲の指示

に従い、必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(再委託の禁止等)

第10条 乙は、個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、個人情報の処理を再委託する場合及び再委託の内容を変更する場合は、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書面を甲に提出し、前項ただし書きの承諾を得なければならない。

- (1) 再委託の相手方
- (2) 再委託を行う業務の内容
- (3) 再委託で取り扱う個人情報
- (4) 再委託の期間
- (5) 再委託が必要な理由
- (6) 再委託の相手方における責任体制及び管理責任者
- (7) その他甲が必要と認める事項

3 乙は、前項の規定により個人情報を取り扱う事務を再委託の相手方（以下「再受託者」という。）に取り扱わせる場合には、乙と再受託者との契約内容に関わらず、再受託者の当該事務に関する行為について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託契約において、再受託者に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に指示しなければならない。

5 乙は、この契約による業務を再委託した場合は、その履行を監督するとともに、甲の求めに応じて、再受託者の状況等を報告しなければならない。

6 乙は、再委託契約を行う場合には、この契約により第1条から前条までに規定する個人情報の取扱いに関する義務を再受託者にも遵守させなければならない。

(個人情報の取扱状況の報告等)

第11条 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙（再受託者を含む。）に対し、個人情報を取り扱う事務について管理状況の報告若しくは資料の提出を求め、又は乙（再受託者を含む。）の事務所に立ち入ることができる。

2 乙（再受託者を含む。）は、甲から個人情報の取扱いに関して改善を指示されたときは、その指示に従わなければならない。

(事故発生時等における報告)

第12条 乙（再受託者を含む。）は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故

(以下「漏えい事故」という。)が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

- 2 乙(再受託者を含む。)は、漏えい事故が生じた場合、当該事故の被害を最小限にするため、甲と協力して必要な措置を講じ、かつ、甲の指示に従わなければならない。

(特定個人情報への適用)

第13条 特定個人情報を取り扱う場合においては、第2条から第12条までの規定を準用する。その場合において、「個人情報」とあるのは「特定個人情報」と読み替えるものとする。

(契約の解除)

第14条 甲は、乙(再受託者を含む。)が本特記事項に定める義務を果たさない場合には、この契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

- 2 乙(再受託者を含む。)は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第15条 乙(再受託者を含む。)は、本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。

(補則)

第16条 乙は、この契約における個人情報の取扱いについて疑義が生じたときは、甲と協議し、その指示に従わなければならない。